

令和 7 年

大蔵村議会会議録

第 1 回臨時会	5 月 1 日	開 会
	5 月 1 日	閉 会

大 蔵 村 議 会

令和 7 年 5 月 1 日（木曜日）

第 1 回大蔵村議会臨時会会議録
(第 1 日目)

令和7年 第1回大蔵村議会臨時会会議録

令和7年5月1日（木曜日）

出席議員（10名）

1番	早坂民奈君	2番	伊藤貴之君
3番	須藤敏彦君	4番	佐藤勝君
5番	八鍬信一君	6番	加藤忠己君
7番	佐藤雅之君	8番	斉藤光雄君
9番	鈴木君徳君	10番	海藤邦夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	越後享君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	田部井英俊君
住民税務課長	岡部雅人君
健康福祉課長	中島輝美君
診療所事務長	
産業振興課長	若槻寛君
地域整備課長	早坂健司君
会計管理者	鳴海由紀子君
危機管理室長	
デジタル推進室長	佐藤克也君
教育課長	羽賀明美君

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤信一君
--------	-------

議事日程 第1号

令和7年5月1日（木曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の辞職

第 4 副議長の辞職

第 5 常任委員会委員の選任

第 6 議会運営委員会委員の選任

第 7 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

第 8 議第31号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議第32号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第33号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

第11 議第34号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

第12 議第35号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

第13 議第36号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

第14 議第37号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）

第15 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第16 議第39号 令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）

議事日程 第1号の追加1

第 1 議長の選挙

議事日程 第1号の追加2

第 1 副議長の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会に御出席をいただき、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回大蔵村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番佐藤雅之君、8番齊藤光雄君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議長の辞職

○議長（海藤邦夫君） 日程第3、議長の辞職について議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、副議長と交代します。

暫時休憩いたします。

〔海藤邦夫君議長 退場〕

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

○副議長（加藤忠己君） 暫時の間、議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

議長の辞職願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

○事務局長（佐藤信一君） それでは、朗読いたします。

辞 職 願

このたび、議員間の申合せにより令和7年4月30日付で大蔵村議会議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和7年4月30日

大蔵村議会副議長 加 藤 忠 己 殿

大蔵村議会議長 海 藤 邦 夫

以上です。

○副議長（加藤忠己君） お諮りします。

海藤邦夫議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤忠己君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職を許可することに決定いたしました。

海藤邦夫議員の入場を許可します。

〔10番 海藤邦夫君 入場〕

○副議長（加藤忠己君） 海藤邦夫議員に申し上げます。

あなたが退場中、議長の辞職願が許可されましたので、申し伝えます。

ここで、資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○副議長（加藤忠己君） 会議を再開します。

お諮りいたします。

議長の選挙について、直ちに議題とし、日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤忠己君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加1 日程第1 議長の選挙

○副議長（加藤忠己君） 追加1、日程第1、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤忠己君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤忠己君） 異議なしと認めます。よって、副議長が指名することに決定いたしました。

大蔵村議会議長には佐藤 勝君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名しました佐藤 勝君を大蔵村議会議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（加藤忠己君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました佐藤 勝君が大蔵村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤 勝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

佐藤 勝君、議長当選の承諾及び就任の挨拶を議長席においてお願いいたします。

これをもって議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

〔佐藤 勝議長、議長席に着く〕

○議長（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長に指名いただきました佐藤 勝でございます。

私自身全く経験のない要職でありまして、皆様には何かと御迷惑をかけることが多いと思いますが、海藤邦夫前議長の功績を教訓にし、今、大蔵村で抱えている多くの課題に誠心誠意取り組む覚悟でございますので、皆様の御理解と御協力を心からお願い申しまして挨拶といたします。以上です。

日程第４ 副議長の辞職

○議長（佐藤 勝君） それでは、会議を再開します。

日程第４、副議長の辞職について議題といたします。

この案件は議員の一身上の事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、加藤忠己君の退場を求めます。

〔加藤忠己副議長 退場〕

○議長（佐藤 勝君） 副議長の辞職願が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

事務局長、お願いします。

○事務局長（佐藤信一君） それでは、朗読いたします。

辞 職 願

このたび、議員間の申合せにより令和７年４月30日付で大蔵村議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。

令和７年４月30日

大蔵村議会議長 海 藤 邦 夫 殿

大蔵村議会副議長 加 藤 忠 己

以上です。

○議長（佐藤 勝君） お諮りします。

加藤忠己君の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、加藤忠己君の辞職を許可することに決定いたしました。

加藤忠己君の入場を許可します。

〔６番 加藤忠己君 入場〕

○議長（佐藤 勝君） 加藤忠己君に申し上げます。

退場中、副議長の辞職願が許可されましたので、申し伝えます。

ここで、資料配付のため暫時休憩いたします。

午前１０時１４分 休憩

午前１０時１５分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、会議を再開します。

お諮りします。

副議長の選挙について、直ちに議題とし、日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加2 日程第1 副議長の選挙

○議長（佐藤 勝君） 追加2、日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

大蔵村議会副議長には早坂民奈君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました早坂民奈君を大蔵村議会副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました早坂民奈君が大蔵村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました早坂民奈君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

早坂民奈君、演壇にて当選承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（早坂民奈君） ただいま副議長に指名されました早坂民奈です。

副議長の職務を遂行し、議長の補佐役として、議会の公正かつ円滑な運営に心がけ努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（佐藤 勝君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名します。

最初に、総務文教常任委員会委員には、須藤敏彦君、加藤忠己君、海藤邦夫君、早坂民奈君、斉藤光雄君の5名を指名します。

次に、産業建設常任委員会委員には、佐藤雅之君、八鍬信一君、鈴木君徳君、伊藤貴之君、私、佐藤 勝の5名を指名します。

最後に、議会広報常任委員会委員には、伊藤貴之君、須藤敏彦君、早坂民奈君、私、佐藤 勝の4名を指名します。

以上、3つの常任委員会委員を指名いたしました。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

ここで、各常任委員会正副委員長の互選のため、各常任委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、会議を再開します。

各常任委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告をお願いします。

初めに、総務文教常任委員会の須藤敏彦君よりお願いします。

○3番（須藤敏彦君） それでは、御報告申し上げます。

先ほど総務文教委員会を開きまして、互選の結果、委員長に私、須藤敏彦、副委員長には加藤忠己議員が互選されましたので御報告申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 次に、産業建設常任委員会の佐藤雅之君よりお願いいたします。

○7番（佐藤雅之君） それでは、御報告申し上げます。

先ほど産業建設常任委員会を開きまして、互選の結果、委員長には私、佐藤雅之、副委員長には八鍬信一議員が互選されましたので御報告いたします。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 次に、議会広報常任委員会の伊藤貴之君よりお願いします。

○2番（伊藤貴之君） それでは、御報告申し上げます。

先ほど議会広報常任委員会を開きまして、互選の結果、委員長には私、伊藤貴之、副委員長には須藤敏彦議員が互選されましたので御報告いたします。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 以上で、常任委員会委員長及び副委員長の互選の報告を終わります。

日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（佐藤 勝君） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名します。

お諮りします。

議会運営委員会委員には、八鍬信一君、加藤忠己君、佐藤雅之君、須藤敏彦君の4名を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

ここで、議会運営委員会正副委員長の互選のため、議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を八鍬信一君よりお願いいたします。

○5番（八鍬信一君） それでは、御報告申し上げます。

先ほど議会運営委員会を開きまして、互選の結果、委員長には私、八鍬信一、副委員長には加藤忠己議員が互選されましたので御報告いたします。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 以上で、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を終わります。

日程第7 最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（佐藤 勝君） 日程第7、最上広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

最上広域市町村圏事務組合議会の議員には早坂民奈君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました早坂民奈君を最上広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました早坂民奈君が最上広域市町村圏事務組合議会の議員に当選されました。

ただいま最上広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました早坂民奈君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

早坂民奈君、演壇にて当選承諾及び就任の御挨拶をお願いいたします。

○1番（早坂民奈君） ただいま最上広域市町村圏事務組合議会議員に指名されました早坂民奈です。

村民の負託を受けた議員として、最上広域市町村圏事務組合議会においても責任ある活動をしていきたいと思っております。大蔵村の住民のために一生懸命努めてまいります。皆様方の

御協力、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） ここで休憩いたします。

再開は10時40分とします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（佐藤 勝君） 休憩を解き、引き続き会議を続けます。

日程第8 議第31号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（海藤邦夫君） 日程第8、議第31号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より、挨拶と併せて提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第1回大蔵村議会臨時会を開催いたしましたところ、議員皆様におかれましては、ゴールデンウィーク中にもかかわらず御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

春らんまんの時期を迎え、柔らかな春風に心華やぐ季節となりました。いよいよ農作業も本格化し、活気あふれる風情に元気をもらい、うれしさを感じる季節であります。

本日、新しく議長に就任されました佐藤 勝議員並びに副議長に就任されました早坂民奈議員には、心よりお祝いを申し上げます。また、新しく構成された各常任委員会の委員長、副委員長、各委員の皆様方には、さらなる議会の活性化と円滑な議会運営を期待しております。また、前海藤議長、前加藤副議長、前各常任委員長、各委員の皆様方には、在任中の御労苦に対し深甚なる敬意を表するものであります。

さて、大変うれしく、ありがたい報告がございます。令和6年11月22日閣議決定された、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策の中の新しい地方経済・生活環境創生交付金において、新庁舎建築事業の中央公民館部分の事業費13億円のうち、令和7年度事業分3億5,000万円の2分の1、1億7,000万円の交付内示を4月1日付で受けたところであります。この交付金は、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、地域の多様な主体性の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組に交付される、いわゆる第2世代交付金であります。年明けからこの交付金を新庁舎の公民館建築費に充当するために内閣府と折衝を重ね、「小さな

村の大きな拠点づくり事業」と題し、次世代に向けた交流エリアの集約、拠点整備事業として申請し、満額採択をいただきました。担当職員の努力、挑戦のたまもであります。継続事業として来年度の事業費分 9 億 6,000 万円の 2 分の 1、4 億 8,000 万円の交付も含めた採択と認識しており、今後とも国の動向に注視し、対応してまいります。

なお、補正予算につきましては交付決定を待ってから提案させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

本臨時会は、村税条例の専決処分の承認など 9 議案につきまして御審議をいただきます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶といたします。

続きまして、議第 31 号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正により、大蔵村税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法の規定により専決処分したものでございます。

詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第 31 号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 5 月 1 日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

次のページを御覧ください。

専第 3 号

大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例

大蔵村税条例（昭和 47 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、改正文の読み上げに代えて別紙概要資料にて説明させていただきますので、概要資料のほうをお開きください。

改正の主な内容です。

(1) 軽自動車税、二輪車の車両区分の見直し、こちらは第87条、第93条の改正になります。総排気量125cc以下で最高出力を4キロワット——こちらは50cc相当になります——以下に制御したバイクに係る軽自動車税（種別割）の税率を2,000円とするものです。こちらは50cc原付と同額とするものです。現行の50cc原付は、令和7年11月からの排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売が継続が困難となることから、令和7年4月1日から総排気量125cc以下で最高出力が4キロワット以下に制御されたバイクを既存の原付免許で運転可能となったことに伴い、地方税法も改正になったものになります。

(2) 軽自動車税減免申請時の運転免許証の提示に係る規定の整備です。こちらは第94条の改正になります。運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、つまりマイナ免許証になりますが、マイナ免許証の運用が開始されることに伴い、減免申請時の運転免許証の提示に係る規定を整備するものになります。

(3) 引用法律条項の整備です。こちらは、第27条、第69条、第136条の3、第144条の改正になります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、項ずれが生じたことから引用条項を整備するものになります。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。

附則から読み上げます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大蔵村税条例（次項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第87条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

次のページをお開きください。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第9 議第32号 専決処分の承認を求めるについて

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（佐藤 勝君） 日程第9、議第32号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第32号専決処分の承認を求めるについて 大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法施行令の一部改正により、大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第32号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

令和7年5月1日提出

次のページを御覧ください。

専第4号

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険税条例（昭和41年条例第12号）の一部を次のように改正する。

こちらにつきましても、改正文の読み上げに代えまして、改正内容につきましては別紙概要資料にて説明させていただきますので、概要資料のほうを御覧ください。

改正の内容です。

（1）課税限度額の引上げ、こちらは第3条第2項及び第3項、第9条第1項の改正になります。基礎課税分につきまして、課税限度額を現行の65万円から1万円引き上げ66万円とし、後期高齢者支援金等分につきまして、限度額を現行の24万円から2万円引き上げ26万円とするものです。

（2）軽減判定所得の拡充、こちらは第9条第1項第2号及び第3号の改正になります。被保険者の合計所得額が一定額以下の世帯における保険税の負担軽減を図るため、応益割（均等割・平等割）を軽減する制度について、軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げる改正になります。5割軽減の基準を、被保険者数に乘じる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割低減の基準について、被保険者数に乘じる金額を54万5,000円から56万円に拡充する改正になります。

それでは、議案書の2ページ目にお戻りください。

附則から読み上げます。

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の大蔵村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。佐藤議員。

○7番（佐藤雅之君） この改定によって、分かればなんですが、今算定中だと思うので令和7年度はまだはっきりしていないと思うんですが、この上限額に関わる世帯というのは全体の中で何世帯ぐらいあるのか。あと、下限のほうで5割軽減と2割軽減が拡充された場合に何世帯ぐらいがそこに該当するか。ちょっと細かいんですがあればまた後日でもいいんですが、もし今数字をある程度持っているのであれば教えてください。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議員おっしゃるとおりこれから算定になりますので、具体的なところはまだ分からないんですけども、課税限度額に令和6年度で達している件数が大体数件、四、五件ぐらいですので、そこでこの……、そして、全て、本当のこの基礎課税分と後期高齢者支援金等分と介護納付金分、全てで限度額に達するというのは本当に一、二件程度でしたので、今回も該当になるのはそのぐらいかなというふうに考えております。

下のほうの軽減判定につきましても、5割軽減で四、五十件、2割軽減で二、三十件とかそのぐらいが令和6年度でしたので、さらにこの金額で影響するという件数につきましては、やはり数件ぐらいなのかなというふうに今のところ考えております。以上になります。

○議長（佐藤 勝君） 了解ですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）ほかにないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 議第33号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第10、議第33号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第33号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に610万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,670万1,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、私のほうから説明申し上げます。

議第33号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、令和6年度一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

専第2号

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第11号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,670万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月21日

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金 1 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金610万円。

次のページをお開きください。

こちらは歳出になります。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費610万円。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） 11ページですけれども、除排雪業務委託料でこの補正した内容というのを教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、昨年度、1月の降雪量については比較的少なく、除排雪経費、特に排雪経費のほうの支出は例年に比べて少なかった状況になります。2月に入ってから寒波の影響で大雪となったため、3月の除排雪経費のほうが不足するというふうなことで補正したものでございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） 除雪と排雪とその割合とっていいかな、除雪が大体何%ぐらい増えて、排雪が何%ぐらい増えたとかってということって分かりますか。ざっくりで結構です。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、比較というふうなことです、昨年度、除雪経費のほうが非常にですね、小雪というふうなことで少なかったものですから、昨年度と比較でしょうか、それとも例年、通常の除雪経費と比較でしょうか、そちらのほうをお伺いします。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2 番（伊藤貴之君） 例年と考えてもらえば。去年はイレギュラーといたらいいか、雪がないということはほとんど考えられないと思いますので、例年でどんな感じかなって教えていただければと思います。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） 令和4年度の実績のほうを今お話ししたいと思います。令和4年度につきましては除雪経費で8,900万円、令和6年度が1億1,160万円ほどになります。排雪

のほうになります。令和４年度で１億５,４２０万円、令和６年度で１億２,４４０万円というふうなことになっております。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○２番（伊藤貴之君） 排雪のほうが大きいということで、今年もそんな感じで排雪のほうはやっぱり大きかったのかなと思うんですけども、その辺どうですか。

○議長（佐藤 勝君） 早坂地域整備課長。

○地域整備課長（早坂健司君） こちらにつきましては、例年、除雪の経費よりもやはり排雪のほうというふうなことで経費のほうは上回っている状況でございます。以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第１１ 議第３４号 専決処分の承認を求めるについて

令和６年度大蔵村一般会計補正予算（第１２号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第１１、議第３４号専決処分の承認を求めるについて 令和６年度大蔵村一般会計補正予算（第１２号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第３４号専決処分の承認を求めるについて 令和６年度大蔵村一般会計補正予算（第１２号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額から４億５,０００万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億２,６７０万１,０００円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては「第１表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては「第２表 繰越明許費補正」に、債務負担行為につきましては「第３表 債務負担行為補正」に、地方債につきましては「第４表 地方債補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、議第34号でございます。

専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

それでは、今度、補正予算書の2ページをお開きください。

専第5号

令和6年度大蔵村一般会計補正予算（第12号）

令和6年度大蔵村の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億5,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,670万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更及び廃止は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございます。

1 変更。11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、事業名が農業用施設災害復旧事業、補正前の金額1億3,432万2,000円でございます。補正後の金額2,970万2,000円です。

2 廃止。6款農林水産業費1項農業費、事業名、産地生産基盤パワーアップ事業、1,980万円でございます。

次のページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正でございます。これは廃止になります。

重量子線がん治療費利子補給令和6年度分、期間は令和7年度から令和13年度まで、限度額は40万5,000円でございます。

隣のページを御覧ください。

第4表 地方債補正でございます。こちらは変更でございます。

起債の目的、災害復旧事業債、補正前の限度額1億9,370万円、補正後の限度額4,070万円。

緊急自然災害防止対策事業債、補正前の限度額が1億710万円、補正後の限度額が8,790万円です。

辺地対策事業債、補正前の限度額4,430万円、補正後の限度額2,800万円。

過疎対策事業債、補正前の限度額1億7,700万円、補正後の限度額1億4,460万円。

合計が、補正前の限度額5億9,250万円、補正後の限度額3億7,160万円。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

14ページをお開きください。

ここからは歳入になります。

1款村税2項1目固定資産税100万円。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税164万8,000円。

2項1目自動車重量譲与税346万8,000円。

3項1目森林環境譲与税74万6,000円。

3款1項1目利子割交付金2,000円の減。

4款1項1目配当割交付金83万円。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金114万9,000円。

6款1項1目法人事業税交付金147万円。

7款1項1目地方消費税交付金1,039万5,000円。

次のページをお開きください。

8 款 1 項 1 目環境性能割交付金34万3,000円。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金41万9,000円。

2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1 万4,000円。

10 款 1 項 1 目地方交付税 2 億427万1,000円。

11 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金30万円の減。

12 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 2 目災害復旧費分担金724万8,000円の減。

2 項負担金 1 目総務費負担金12万6,000円の減。 2 目民生費負担金435万円。

次のページをお開きください。

13 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 目総務使用料112万6,000円。 4 目土木使用料11万8,000
円の減。

2 項手数料 2 目衛生手数料25万1,000円の減。

14 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目民生費国庫負担金340万4,000円の減。 2 目衛生費国庫負
担金23万1,000円の減。 3 目災害復旧費国庫負担金3,317万6,000円。

2 項 国庫補助金 1 目総務費国庫補助金227万7,000円の減。 2 目民生費国庫補助金17万2,000
円。 3 目衛生費国庫補助金17万9,000円の減。 次のページをお開きください。 4 目土木費国庫
補助金6,390万8,000円。 5 目教育費国庫補助金 6 万2,000円。

3 項 委託金 1 目総務費委託金9,000円の減。 2 目民生費委託金43万5,000円の減。

15 款 県支出金 1 項 県負担金 1 目民生費県負担金257万2,000円の減。 2 目土木費県負担金 1 万
8,000円の減。

2 項 県補助金 1 目総務費県補助金305万円の減。 2 目民生費県補助金703万8,000円の減。 次
のページをお開きください。 3 目衛生費県補助金91万円の減。 4 目農林水産業費県補助金
2,373万2,000円の減。 7 目教育費県補助金 7 万9,000円。 8 目消防費県補助金 5 万7,000円。 9
目災害復旧費県補助金3,770万3,000円の減。

3 項 委託金 1 目総務費委託金300万9,000円の減。 3 目農林水産業費委託金6,000円の減。 4
目商工費委託金 1 万円。

次のページをお開きください。

16 款 財産収入 1 項 財産運用収入 1 目財産貸付収入11万6,000円。

2 項 財産売払収入 1 目物品売払収入838万1,000円。 4 目生産物売払収入17万3,000円。

17 款 1 項 寄附金 1 目一般寄附金1,207万1,000円の減。

18 款 繰入金 1 項 基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3 億7,012万円の減。 2 目減債基金繰入

金8,000万円の減。3目ふるさと活性化事業基金繰入金574万4,000円の減。4目ふるさと大蔵村応援基金繰入金1,234万円の減。5目公共施設等整備振興基金繰入金133万円。

20款諸収入2項1目村預金利子31万円。

4項5目雑入479万円。

次のページをお開きください。

21款1項村債1目民生債280万円。2目衛生債20万円の減。3目農林水産業債310万円。4目商工債10万円。5目土木債6,390万円の減。6目消防債720万円の減。7目教育債260万円の減。9目災害復旧債1億5,300万円の減。

次のページをお開きください。

ここからは歳出になります。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,033万3,000円の減。2目文書広報費184万6,000円の減。3目財政管理費1,234万円の減。4目会計管理費70万円の減。5目財産管理費846万5,000円の減。6目企画費244万8,000円の減。8目地域振興費1,415万2,000円の減。次のページをお開きください。9目情報システム費759万2,000円の減。10目村営バス事業費835万1,000円の減。11目情報通信基盤施設管理事業費5,009万6,000円の減。12目諸費115万円の減。13目庁舎建設費169万9,000円の減。14目デジタル推進費160万円の減。

次のページをお開きください。

2項徴税費1目税務総務費45万8,000円の減。2目賦課徴収費、こちらは財源内訳の変更でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費、こちらも財源内訳の変更でございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費、こちらも財源内訳の変更でございます。3目県知事選挙費199万8,000円の減。4目衆議院議員選挙費251万1,000円の減。

次のページをお開きください。

5項2目統計調査費、こちらも財源内訳の変更でございます。

○健康福祉課長（中島輝美君） 3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費558万4,000円の減。2目国民年金費、こちらは財源内訳の変更です。3目老人福祉費851万8,000円の減。次のページをお開きください。4目障害福祉費1,433万5,000円の減。5目国民健康保険費149万3,000円の減。6目福祉医療費235万円の減。7目後期高齢者医療費112万5,000円の減。

次のページをお開きください。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費1,951万5,000円の減。2目児童福祉施設費235万3,000円

の減。3目児童措置費67万円の減。

次のページをお開きください。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費819万9,000円の減。2目成人老人保健事業費400万4,000円の減。3目母子保健事業費111万円の減。4目予防費5,008万3,000円の減。5目健康づくり推進費18万2,000円の減。6目環境衛生費136万8,000円の減。

次のページをお開きください。

2項清掃費 1目清掃総務費102万3,000円の減。

3項簡易水道費 1目簡易水道費20万円の減。

○産業振興課長（若槻 寛君） 5款労働費 1項労働諸費 1目労働費52万4,000円の減。

6款農林水産業費 1項農業費 1目農業委員会費2万円の減。次のページをお開きください。

2目農業総務費23万4,000円の減。3目農業振興費2,564万5,000円の減。4目水田農業経営確立対策事業費98万4,000円の減。5目畜産費、こちらは財源内訳の変更です。6目農地費162万4,000円の減。

2項林業費 1目林業総務費171万5,000円の減。次のページをお開きください。2目林道整備費237万2,000円の減。3目森林保全管理費1万6,000円の減。

3項水産業費 1目水産業振興費、こちらは財源内訳の変更となります。

7款 1項商工費 1目商工総務費1万円の減。2目商工振興費110万5,000円の減。次のページをお開きください。3目観光費348万7,000円の減。4目スキー場管理費111万9,000円の減。

2項 1目地域活性化促進費264万4,000円の減。

次のページをお開きください。

○地域整備課長（早坂健司君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費177万4,000円の減。

2項道路橋りょう費 1目道路橋りょう総務費387万2,000円の減。2目道路維持費5,465万円の減。3目道路新設改良費2,146万8,000円の減。次のページをお開きください。4目橋りょう維持費323万8,000円の減。

3項河川費 1目河川総務費、こちらは財源内訳の変更になります。

6項住宅費 1目住宅管理費33万1,000円の減。

○危機管理室長（佐藤克也君） 9款 1項消防費 1目非常備消防費1,289万円の減。次のページをお開きください。2目消防施設費147万円の減。3目水防費10万円の減。4目危機管理費158万円の減。

○教育課長（羽賀明美君） 10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費307万6,000円の減。3目ス

クールバス運行管理費264万5,000円の減。

次のページをお開きください。

2項小学校費 1目学校管理費266万5,000円の減。2目学校教育費19万3,000円の減。5目学校給食費32万9,000円の減。

3項中学校費 1目学校管理費252万1,000円の減。2目学校教育費52万5,000円の減。次のページをお開きください。4目情報教育費51万4,000円の減。

4項社会教育費 1目社会教育総務費30万円の減。2目公民館費160万3,000円の減。3目生涯学習センター管理費130万5,000円の減。4目生涯教育推進費23万9,000円の減。6目文化財保護費55万円の減。

5項保健体育費 2目保健体育振興費22万4,000円の減。3目運動公園管理費122万1,000円の減。

次のページをお開きください。

○産業振興課長（若槻 寛君） 11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費 1目耕地災害復旧費 1億2,180万8,000円の減。2目林業災害復旧費459万9,000円の減。

2項 1目公共土木施設災害復旧費372万9,000円の減。

次のページをお開きください。

12款 1項公債費 1目元金、こちらは財源内訳の変更となります。2目利子122万7,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださるようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 35ページの民生費の中の社会福祉総務費で18節の物価高騰対策重点給付金なんですが、これ2つ合わせると369万円減になっていますが、歳入のほうも19ページで225万5,000円の減となっているんですけれども、この間の商品券を配った、1人当たり8,000円のものがこれに当たるんでしょうかという1つ確認と、これだけ、369万円減になっている理由をお聞かせください。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） こちらのほうは商品券ではなくて現金給付のものになります。実績に基づいて今回補正させていただいたわけですが、皆さんに支払ったのは10月とかその金額でしたので、その後、微調整とかありましたのでそのまま落とさずにいまして、今回額が確定したのでこの程度落とさせていただいたという形になります。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

- 7番（佐藤雅之君） だと、見積りに対して大分過大に取っていたというか、予算を計上していたということなんでしょうか、率直に言えば。
- 議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長。
- 健康福祉課長（中島輝美君） そのとおりで、なかなか、所得税なんかは見込みで出しておりますので、正式な世帯数というのが把握できなかったのも、ちょっと多めに取っていたということでございます。
- 議長（佐藤 勝君） ほかに。伊藤貴之君。
- 2番（伊藤貴之君） 7ページの繰越明許の農林水産業費で産地生産基盤パワーアップ事業の廃止について聞きたいんですけども、お願いします。
- 議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。
- 産業振興課長（若槻 寛君） こちらにつきましては、令和6年度で申請しておりました合海地区の乾燥貯蔵施設の事業が国の採択に至りませんで、6年度予算を獲得して繰り越して事業を実施する予定だったんですが、それがかなわなかったということで今回減額させていただいたところです。以上です。
- 議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。
- 2番（伊藤貴之君） 採択にならなかった、何か要件を満たさなかったということだと思うんですけども、個人案件なのでなかなかそこら辺ははっきり教えてくださいと言えないんですけども、どういうところで駄目だったのかちょっと教えていただきたいと思います。
- 議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。
- 産業振興課長（若槻 寛君） 今、産地パワーアップ等の補助事業についてはポイント制となっておりまして、県内での何件かの事業でポイントで競争するわけなんですけど、それに数ポイント足りなかったというふうな情報だけ入っておりまして、詳細な部分については産業振興課のほうでも押さえておりません。以上です。
- 議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。
- 2番（伊藤貴之君） では、申請者はまずミニライスセンターを造りたいという意向だったと思うんですけども、別の方法で何かまた補助金というのがあるのかなと。この事業に対して廃止したということは、もうこの事業債はのらないということだと思います。それから、県の事業の名前も変わったのかもしれないですけども、これからの人に対しては、どういう処遇といったらいいか、どういうふうにしてケアしていくのかなというのをちょっと聞きたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 若槻産業振興課長。

○産業振興課長（若槻 寛君） この事業につきましては、令和7年度の産地パワーアップ事業のほうに再度申請するというふうな予定で今動いております。以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにないですか。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） ちょっと今すぐだったから失念したけれども、ふるさと納税の歳入の減額ってあったような気がするんですけども。これだ。25ページですけども、ふるさと納税が減額になっています。去年の12月頃は米の需要が多くて調子よかったように思ったんですけども、最終的に減額ということはやっぱり全体的に少なかったのかなと思うんですけども、その辺どうだか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） その辺につきましては、ふるさと納税、実はですね、実はというのも変なんですけれども、昨年度と比べれば約1億円近い金額が増えているというような状況になります。それは、前、12月に御説明したとおり米の需要が増えまして、その分増えてきたんですけども、やっぱりどうしても期日というのが3月いっぱいまでということでございますので、その分こちらが見込んだ金額にいかなかったということで減額させていただいているところでございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） よろしいですか。（「はい、分かりました」の声あり）ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第12 議第35号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第12、議第35号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明をお願いします。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第35号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額から3,288万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,079万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第35号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の66ページをお開きください。

専第6号

令和6年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,288万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,079万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

72ページをお開きください。

歳入になります。

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税36万7,000円の減。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 2 目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金42万2,000円の減。

4 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金3,033万3,000円の減。

6 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金149万3,000円の減。

8 款諸収入 2 項 1 目貸付金元利収入30万円の減。

次のページをお開きください。

3 項 6 目雑入 3 万2,000円。

次のページをお開きください。

歳出になります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費128万2,000円の減。

2 項徴税費 1 目賦課徴収費15万6,000円の減。

3 項 1 目運営協議会費 2 万7,000円の減。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費2,400万円の減。 3 目一般被保険者療養費150万円の減。 5 目審査支払手数料29万7,000円の減。

2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費406万円の減。 3 目一般被保険者高額介護合算療養費 8 万7,000円の減。

4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金50万円の増。

次のページをお開きください。

5 項葬祭諸費 1 目葬祭費20万円の減。

3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更になります。

2 項後期高齢者支援金等分 1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分 1 万7,000円の減。

3 項 1 目介護納付金分 1 万8,000円の減。

次のページをお開きください。

6 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費11万4,000円の減。

2 項保健事業費 1 目保健衛生普及費15万5,000円の減。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目一般被保険者保険税還付金17万円の減。

2 項貸付金、次のページをお開きください、 1 目高額療養費等貸付金30万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第13 議第36号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第13、議第36号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第36号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から652万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,697万9,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） 議第36号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の88ページをお開きください。

専第7号

令和6年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第6号）

令和6年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ652万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,697万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月31日

大蔵村長 加藤 正 美

94ページをお開きください。

歳入です。

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入5万円の減。2目社会保険診療収入31万円の減。3目後期高齢者診療収入3万円の減。4目一部負担金50万円の減。5目その他の診療収入216万円。

2 款使用料及び手数料2項手数料1目文書料10万円。

4 款繰入金1項1目一般会計繰入金799万9,000円の減。

6 款1項諸収入1目雑入10万円。

次のページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費1項施設管理費1目一般管理費603万9,000円の減。2目医師住宅管理費22万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 97ページをお開きください。10節の医薬材料費であります。これ減額補正になっていますけれども、この内容を教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） これは毎月の薬代とかのものになります。なかなかなくしては

いけませんので、ちょっと多めに取っておりますので、その分減額という形になっております。
以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 予算的に取っているということなので分かりましたけれども、実際に、医薬品かな、薬とかを取っているということで、例えば患者数が少なかったからってそれが消費期限みたいなのを迎えてしまったとかという、そういう無駄というのを排除するという、そういうシステムといったらいいか、そういう管理というのはしっかりなっているものなんですか。

○議長（佐藤 勝君） 中島診療所事務長。

○診療所事務長（中島輝美君） そちらのほうは正式にしております。今回は、足りなくならないようにきちんと管理しているということで、多めに予算を取っていたという状況です。

（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかに。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第14 議第37号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第14、議第37号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から1,934万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,728万2,000円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございま

すが、詳しい内容につきましては健康福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 中島健康福祉課長より議案の詳細説明を求めます。中島健康福祉課長。

○健康福祉課長（中島輝美君） 議第37号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の100ページをお開きください。

専第8号

令和6年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第6号）

令和6年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,934万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,728万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和7年3月31日

大蔵村長 加 藤 正 美

106ページをお開きください。

歳入です。

1 款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料54万円。

3 款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金1,132万9,000円の減。

2 項国庫補助金1目調整交付金60万円の減。2 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業29万円。3 目地域支援事業交付金、その他の地域支援事業32万9,000円。4 目保険者機能強化推進交付金14万5,000円。5 目介護保険保険者努力支援交付金59万6,000円。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金672万9,000円の減。2 目地域支援事業交付金53万3,000円の減。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金435万4,000円の減。

2 項県補助金、次のページをお開きください、1 目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業22万4,000円。2 目地域支援事業交付金、その他の地域支援事業15万1,000円。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金630万4,000円の減。

2 項基金繰入金 1 目介護保険介護給付基金繰入金844万2,000円。

9 款諸収入 2 項雑入 3 目介護予防プラン作成料21万円の減。

次のページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 9 万8,000円の減。

2 項徴収費 1 目賦課徴収費13万4,000円の減。

3 項 1 目介護認定審査会費 6 万7,000円の減。2 目認定調査等費64万2,000円の減。

次のページをお開きください。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費500万円の減。2 目地域密着型介護サービス給付費100万円の減。3 目施設介護サービス給付費971万6,000円の減。

4 項高額介護サービス等費 1 目高額介護サービス費190万円の減。

4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費21万円の減。

次のページをお開きください。

3 項包括的支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業費、こちらは財源内訳の変更です。4 目生活支援体制整備事業費 6 万5,000円の減。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金51万円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第15 議第38号 専決処分の承認を求めるについて

令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第15、議第38号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて 令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額から112万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4,528万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 岡部住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。岡部住民税務課長。

○住民税務課長（岡部雅人君） 議第38号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

補正予算書の118ページを御覧ください。

専第9号

令和6年度大蔵村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度大蔵村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,528万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により村長専決する。

令和 7 年 3 月 31 日

大蔵村長 加 藤 正 美

124ページをお開きください。

歳入になります。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 2 目普通徴収保険料 8 万5,000円の減。

3 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目事務費繰入金 3 万9,000円の減。 2 目保険基盤安定繰入金99万6,000円の減。

次のページお開きください。

歳出になります。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 3 万9,000円の減。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金108万1,000円の減。

以上、御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第 1 6 議第 3 9 号 令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（佐藤 勝君） 日程第16、議第39号令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第39号令和 7 年度大蔵村一般会計補正予算（第 1 号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に2,560万円を追加し、予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ48億1,460万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。田部井総務課長。

○総務課長（田部井英俊君） それでは、令和7年度の一般会計補正予算書の2ページを御覧ください。

議第39号令和7年度大蔵村一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度大蔵村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,460万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、8ページを御覧ください。

こちらは歳入になります。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,016万8,000円。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,543万2,000円。

それでは、次のページを御覧ください。

歳出になります。

2款総務費1項総務管理費11目諸費32万円。13目デジタル推進費2,439万4,000円。

7款商工費2項地域活性化促進費1目地域活性化促進費35万円。

9款1項消防費4目危機管理費53万6,000円。

それでは、2ページにお戻りください。

令和7年5月1日提出

大蔵村長 加 藤 正 美

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 勝君） 説明が終わったので質疑に入ります。伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 11ページをお開きください。これの委託料で伝承文化アーカイブ作成構築業務委託料とありますけれども、これ2,300万円という高額だと私は思うんですけれども、

これ、補正するということは緊急性があるのかなと思ったんですけども、私、これ本当は当初でのせないと駄目な金額じゃないのかなと思うんです、このくらいの大きい額だと。だから、これ今回補正ということで上げていますけれども、あまり……、補正にすべきことなのかなとちょっと思うんですけども、その辺見解を伺いたいと思います。

○議長（佐藤 勝君） デジタル推進室長、佐藤君。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 当事業ですけれども、申請月日が2月の中旬から末となっております。そのため、当初の3月のいわゆる新年度予算には計上が間に合いませんで、なおかつ、令和7年4月1日に交付決定がございましたので、その交付決定に合わせ、今回第1号の補正で補正させていただいたということでございます。以上です。

○議長（佐藤 勝君） 伊藤貴之君。

○2番（伊藤貴之君） 申請が受かるといったらいいか、認可されるというのを見越して当初に入れるというのはやっぱり無理なんですかね。その辺ちょっと分からないんですけども、ちょっと金額が大きかったのでこれでいいのかなと思ったので、質問させてもらった次第です。以上です。（「答弁は」の声あり）いいです。

○議長（佐藤 勝君） 先ほど八鍬議員が手が挙がっていましたので、八鍬君。

○5番（八鍬信一君） これの内容と、それから目的、そして効果のほうどういうものなのか、伺います。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） それでは、伝承文化アーカイブ作成構築業務委託料の内容について概要をお話ししたいと思います。

今、大蔵村には大蔵村史が残されておりますが、それに関しては当然のことながら紙ベースでのものとなっております。その文章をまず文字に、今のデジタル文字に起こして、それをアーカイブ化することが1つでございます。あともう一つに関しましては、村史の中に挿絵や写真などがございますが、それも、当時はいわゆる小さいサイズで村史の中に表示されておりますが、現存するものは再度撮影して、その文章にリンクするような形でデジタル化して今後保存していくということになります。概要に関しては以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 今の点に関連しまして、私も金額や予算のつけ方についてはいろいろ思うところは伊藤さんと同じなんですけど、以前から資料館なんかを造ったらどうかという提案もさせてもらったんですけど、恐らくそういう箱物を造るよりもこういった形でデジタル化して残

すという趣旨で今回予算を取ったと思うんですが、挿絵とかいろいろ今ありましたけれども、それと併せて、そういった資料館に本来は展示すべきものでデジタル化できるものは、それも含めて、教育委員会との兼ね合いもあるんでしょうけれども、それをデジタル推進室でやるといような理解でいいでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤デジタル推進室長。

○デジタル推進室長（佐藤克也君） 佐藤議員仰せのとおりでございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 別件です。でも、担当者は同じかもしれませんが。11ページの下の方の危機管理費の委託料のほうなんですけど、これも当初予算で僅かついていたと思うんですが、今回また33万円ということですけども、新たについたということは、具体的に要望があって追加で補正したということで、現実に関心したいと、去年恐らく初めてついたんじゃないのか、去年というか、今年度予算、初めてだったかなと思うんですけども、すぐにこれを使いたいという追加の申出が村民からあったというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） 危険家屋の対応作業につきましては、その家屋の所有者が不明であるとか、どうしてもいわゆる管理者の足がつかない場合に、なおかつそれが壊れて隣家やいろんなところに被害が及ぶと判断したときに行っている事業でございます。議員仰せのとおり、2月からの結構な雪が降りましたことによって倒壊した家屋などが多く、その現状を見ていただけないかということで、今3か所ほどいただいております。当初の予算では2か所ほどの予算しかなかったのと、あとは作業量と、あとは資機材の高騰などにより、ちょっと当初の計上していた予算では間に合わなくなったものですから、今回3件分として計上していただきました。以上でございます。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤雅之君。

○7番（佐藤雅之君） 1つちょっと確認ですが、あくまでも、当事者はいない場合もあるんですが、近隣の方の申出がきっかけなのか、あとは、行政側の職権で、裁量でやることもあり得るのかというのは、その辺はどうでしょうか。あくまでも申請があって初めてということなのか、申請がなくても、行政側がこれは危ないなと思ったら、場合によってはやるということもあり得るんでしょうか。

○議長（佐藤 勝君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤克也君） この業務、作業につきましては申請行為ではございませんので、

住民の方からいろんな情報を私の危機管理室のほうで得たものを現地のほうに赴きまして確認して、作業を進めておる次第でございます。以上です。（「はい、分かりました」の声あり）

○議長（佐藤 勝君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから、討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和7年第1回大蔵村議会臨時会を閉会いたします。

御審議、誠に御苦労さまでした。

午後0時08分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 長

署名議員

署名議員